

Financial Adviser

8



[ファイナンシャル・アドバイザー]

AUG. | 2015

No.201

www.kindai-sales.co.jp

卷頭インタビュー・FP羅針盤

富田和成・株式会社ZUU代表取締役社長兼CEO

特別レポート

福島における被災者支援の実際と今後の課題(後編)
地元FPが草の根で取り組む地域住民へのコンサルティング

取材企画

レポート・FPコンサルティング最前線!
第3回 多摩信用金庫すまいるプラザ

シリーズ企画

編集部員が行く! FP相談体験記
第3回「わが家の家計診断をしてほしい」

笑顔相続のススメ

第29回

税務調査に対応するには?

相続税の税務調査は、年間で1万2000件程度実施されます。毎年、約5万人の方が相続税の申告を行っていますので、約4件に1件が税務調査の対象となっているのです。しかも、国税庁の統計では、税務調査が行われたケースのうちの約8割が申告漏れ等の指摘を受け、修正申告等を余儀なくされています。

私のクライアントにも、相続税の税務調査が入りました。通常、相続

額を交えたものに変わりました。お

の動きについて、具体的な日付と金額を交えたものに変わりました。お

これらの評価についても細かく聞かれるものだと思っていました。しかし、驚いたことに株式についてはまったくといっていいほど触れられませんでした。事前の調査で問題のないことが確認済みなのか、それとも、株式よりも優先して確認すべきことがあるのか。

答えは後者でした。調査官は持参

したファイルに目をやりながら、故人の生い立ちや家族のこと、仕事のこと、趣味のことなど、時間をかけてゆっくりと質問してきました。

ひととおりの質問が終わるころには、すでに半日が経過し、昼食を挟んで、午後もこの調子で進むのかと思つてみると、一転して調査官の雰囲気が変わりました。

質問の内容も、故人の生前のお金

財産が3億円を超えると税務調査に入るといわれています。故人の財産は3億円を優に超えていたので、調査が入ることは予想できました。故人は会社をいくつか経営し、未上場の株式を持っていたので、当然、これらの評価についても細かく聞かれるものだと思っていました。しか

れど、驚いたことに株式についてはま

せんでした。事前の調査で問題のないことが確認済みなのか、それとも、株式よりも優先して確認すべきこと

があるのか。

そらく、調査官のファイルには、職権によつて事前に取り寄せた故人とその家族の預金の記録が記載されており、生前の大きなお金の動きについて、家族の供述と一致しているかを確認したかったのでしょうか。

税務署に勝てるのは故人だけ

届いた書面は、生前に故人から配偶者や子どもに行われた高額な送金について、その経緯や目的を問う内容となっていました。この質問が何を意味しているか、わかりますか？

つまり、その送金が「お金をあげた」ということであれば、生前贈与として贈与税や相続開始前3年以内の贈与財産の申告漏れを指摘でき、「お金を貸した」ということであれば、貸付金として相続財産の申告漏れを指摘できるわけです。生前に故人があいまいであつたり、故人が単独で行っていた場合には身内でもわからぬ存在があるとすれば、それは故人

です。生前に財産を処分したり、贈与したりすることで財産に大きな変動があつたときには、その経緯を詳細に記録しておくことで、将来、税務調査が行われてもしっかりと事実関係を立証することができます。

幸い、今回の調査では、ご家族が

て、検討事項に挙げられた送金については、配偶者が一時期入院した際の入院費分の送金と、学費の引落しが行われる子ども名義の口座への送金であることが証明されました。

税務署では毎年の確定申告と金融機関から提出される支払調書等によつて個人の財産と収入を捕捉できることに加え、家族全員の預金の動きを閲覧できるため、優秀な税理士でも、相続税の調査能力という点では税務署に勝てないのが現実です。

ただ、税務署の調査能力に匹敵する存在があるとすれば、それは故人です。生前に財産を処分したり、贈与したりすることで財産に大きな変動があつたときには、その経緯を詳細に記録しておくことで、将来、税務調査が行われてもしっかりと事実関係を立証することができます。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。「Q & A相続税大増税に備える『笑顔相続』のススメ」(ぎょうせい)発売中。

